

村落研究学会機関誌・編集委員会改革の骨組み

村研年報編集委員会・村落研究学会理事会 1993年10月3日

[1] 改革の要点

1. 機関誌について

- (1)本学会の機関誌は、「村落社会研究ジャーナル」と「村落社会研究年報」とする。
- (2)従来の「研究通信」を改め、「村落社会研究ジャーナル」とし、年に2回発行する。投稿論文、研究会の報告、書評などを中心に編集する。容量はB5版で20頁以上100頁前後までとする。
- (3)「村落社会研究年報」は、大会報告を配慮しつつ、特色ある編集を行う。
- (4)事務局からの連絡は、「研究通信」(ニュース・レター)による。

2. 編集委員会について

- (1)従来の村研年報編集委員会は解散し、村落社会研究編集委員会とする。
- (2)編集委員会に「村落社会研究ジャーナル担当」と「村落社会研究年報担当」とを置く。
- (3)「村落社会研究ジャーナル」の編集は、「村落社会研究ジャーナル編集担当」が学会事務局との連絡・協力のもとに行う。その発行および会計は、学会事務局が担当する。
- (4)「村落社会研究年報」の編集は、「村落社会研究年報編集担当」が研究委員会との緊密な連携のもとに行う。その発行・販売はあらかじめ依頼した出版社により行う。

[2] 編集・編集委員会規定

1. 編集について

- 1.本学会の機関誌は、年2回刊行の「村落社会研究ジャーナル」と「村落社会研究年報」とする。
- 2.機関誌は、本学会会員の投稿原稿と編集委員会による依頼・推薦原稿とからなる。
- 3.「村落社会研究ジャーナル」には、論文、研究会の報告・討論、研究ノート、資料、書評、時評、報告、紹介、学会記録、学会通信、事務局からの連絡などを掲載する。「村落社会研究年報」には、論文、研究動向などを掲載する。

2. 編集委員会について

- 1.機関誌の編集は、村落社会研究編集委員会（以下「編集委員会」という）が行う。
- 2.編集委員会は、理事の中から選ばれた編集委員担当理事と学会の会員の中から選ばれた編集委員をもって構成し、理事会が選任する。
- 3.編集委員会の委員長は担当理事のなかから選び、別に事務担当委員をおく。
- 4.編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、理事の中から選出された編集委員は理事の任期とする。
- 5.編集委員会に「村落社会研究ジャーナル編集担当」と「村落社会研究年報編集担当」とを設ける。
- 6.原稿の掲載は編集委員会の決定による。
- 7.編集委員会は、投稿原稿の審査を行う。審査は、必要あれば、会員および非会員に依頼することができる。